⑵　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ　イからヲまでにより算定した単位数の1000分の120に相当する単位数
⑶　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ　イからヲまでにより算定した単位数の1000分の109に相当する単位数
⑷　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ　イからヲまでにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数
⑸　介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　イからヲまでにより算定した単位数の1000分の99に相当する単位数
⑹　介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　イからヲまでにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数

２　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当通所型サービス事業所（利用定員が19人未満である場合に限る。）が、利用者に対し、指定相当通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ　イからヲまでにより算定した単位数の1000分の117に相当する単位数
⑵　介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ　イからヲまでにより算定した単位数の1000分の127に相当する単位数
⑶　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ　イからヲまでにより算定した単位数の1000分の115に相当する単位数
⑷　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ　イからヲまでにより算定した単位数の1000分の125に相当する単位数
⑸　介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　イからヲまでにより算定した単位数の1000分の105に相当する単位数
⑹　介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　イからヲまでにより算定した単位数の1000分の89に相当する単位数

（新設）

⑵　介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)　イからヲまでにより算定した単位数の1000分の90に相当する単位数
（新設）

⑶　介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　イからヲまでにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数
⑷　介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　イからヲまでにより算定した単位数の1000分の64に相当する単位数

２　令和７年３月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当通所型サービス事業所（注１の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定相当通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

⑴　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)　イからヲまでにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数
⑵　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)　イからヲまでにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数
⑶　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)　イからヲまでにより算定した単位数の1000分の79に相当する単位数
⑷　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)　イからヲまでにより算定した単位数の1000分の74に相当する単位数
⑸　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)　イからヲまでにより算定した単位数の1000分の65に相当する単位数
⑹　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)　イからヲまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
⑺　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)　イからヲまでにより算定した単位数の1000分の56に相当する単位数
⑻　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)　イからヲまでにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数
⑼　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)　イからヲまでにより算定した単位数の1000分の54に相当する単位数
⑽　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)　イからヲまでにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数
⑾　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)　イからヲまでにより算定した単位数の1000分の53に相当する単位数
⑿　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)　イからヲまでにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数